

三鷹市環境基本計画（改定）

平成19年3月

三鷹市

「循環・共生・協働のまち みたか」を目指して

このたび、「循環・共生・協働のまち みたか」の実現に向けて更なる前進をはかるために、「三鷹市環境基本計画」を改定いたしました。計画策定から5年が経過し、環境問題をめぐる状況も変化してきていることを踏まえて、改めて、三鷹市の高環境の実現への努力が求められています。

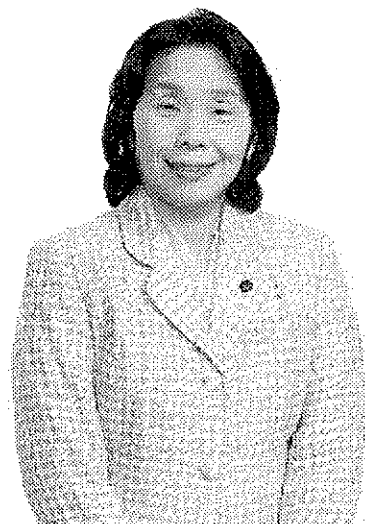
私たちのまち三鷹市は、井の頭公園、野川公園など比較的大きな公園や、国立天文台、国際基督教大学など研究・大学施設の緑に恵まれています。そして、野川、仙川、玉川上水などのせせらぎのある生活都市として発展してきました。私たちは、こうした自然環境がもたらす恩恵を再認識し、これらの財産を次の世代に引き継ぐという大きな責任を自覚したいと思います。まさに、都市と緑が共生した美しく安全なまち並みを保ち、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目指さなくてはなりません。

平成12年3月に制定された「三鷹市環境基本条例」の第3条には、3つの基本理念が掲げられています、すなわち、環境保全については、①すべての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的とすべきこと、②人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的とすべきこと、③人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならないこと、といった3つです。

こうした理念を実現していくためには、私たち一人ひとりが、特に幅広い市民の皆様が、地球環境の保全といったグローバルな視点に立って、限られた資源の有効活用や日々のくらしでのごみの発生抑制など、循環型社会の形成に向けて生活様式を見直すことが求められています。

この三鷹市環境基本計画（改定）は、三鷹市環境基本条例で定める基本理念の考え方にに基づき、一般公募による市民・団体を含む「三鷹市環境基本計画改定に係る市民検討会議」と市との協働により素案の検討を進め、環境保全審議会での審議とパブリックコメントを経て確定したものです。特に4年間で取り組む重点的な事項については、市民の皆様、事業者の皆様と三鷹市が「協働で取り組む3大プロジェクト」としています。第一は、市民参加と各主体の学ぶ意欲の増大のための「環境保全意欲増進・拡大プロジェクト」、第二は、地球温暖化対策のための「温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト」、第三は、文化的環境が確保され自然環境と共生する「快適環境空間創造プロジェクト」です。そして、これらの取り組みを推進するための「環境基本計画推進市民会議」を設置することとしました。

今後も、幅広い市民の皆様「循環・共生・協働のまち みたか」の目標を共有していただき、その実現に向けた協働の取り組みへのご参画をお願い致します。



三鷹市長 清原慶子

目 次

第1章	計画改定の基本的事項	1
1-1	計画改定の目的	
1-2	計画の位置づけ	
1-3	計画の期間	
1-4	計画が対象とする環境の分野・範囲	
1-5	計画の構成	
第2章	三鷹市の環境の現状	5
2-1	三鷹市の概況	
2-2	生活環境	
2-3	文化的環境	
2-4	自然環境	
2-5	地球環境	
第3章	前期を終えた課題から考える新たな目標と枠組み	28
3-1	三鷹市が目指す環境像	
3-2	計画の課題を振り返り、新たに設定する環境目標と枠組み	
3-3	環境施策の体系	
第4章	環境施策の展開	36
4-1	すべてに共通する環境施策の展開	
4-2	生活環境に係る環境施策の展開	
4-3	文化的環境に係る環境施策の展開	
4-4	自然環境に係る環境施策の展開	
4-5	地球環境に係る環境施策の展開	

第5章 市民・事業者の環境保全行動指針…………… 63

- 5-1 「環境目標1 みんなが考え、協働して環境保全に取り組む
三鷹を実現する」ための行動指針
- 5-2 「環境目標2 健康で安全・安心に生活ができる三鷹を実現する」ための行動指針
- 5-3 「環境目標3 都市と緑が共生し、美しいまち並みがある
三鷹を実現する」ための行動指針
- 5-4 「環境目標4 緑と水が身近に感じられ、豊かな自然を守りぬく
三鷹を実現する」ための行動指針
- 5-5 「環境目標5 より強かに循環型社会の形成に取り組む
三鷹を実現する」ための行動指針

第6章 協働で取り組む3大プロジェクト…………… 69

- 6-1 後期における重点的な取組み事項の考え方
- 6-2 前期の取組みに対する評価
- 6-3 当初予定していた後期の重点的な取組み事項の現状整理
- 6-4 改定計画で設定する後期の重点的な取組み事項

第7章 計画の推進に向けて…………… 81

- 7-1 各主体の役割と推進イメージ
- 7-2 計画の進行管理の考え方と方法
- 7-3 計画の推進で留意すべき事項

資料編…………… 資-1

- 資料1 計画改定における施策関連表
- 資料2 三鷹市環境基本計画改定の経緯
- 資料3 三鷹市環境基本計画改定市民検討会議名簿
- 資料4 用語解説

第1章 計画改定の基本的事項

1-1 計画改定の目的

三鷹市では、平成12年3月に、自然の環境がもたらす恩恵によって、人類の生存が支えられ、はぐくまれてきたことを改めて認識し、市、市民及び事業者のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、恵み豊かな環境の保全、回復及び創出をしていくことにより持続的発展が可能なまちの実現を目指した「三鷹市環境基本条例」を制定しました。

平成14年3月には、三鷹市環境基本条例に基づき、同条例の基本理念を踏まえ、環境の保全等を図るための基本施策について、総合的かつ計画的に推進するための長期的な目標及び総合的な施策の体系を示した「三鷹市環境基本計画」を策定し、三鷹市が目指す環境像「循環・共生・協働のまち みたか」の実現を目指すべく、「前期の取り組み（平成14年度～平成18年度）」を中心に、様々な環境施策を推進してきました。

しかしながら、この計画を策定してから前期の5年間が経過し、環境問題をめぐる状況も変化しています。国においても、このような状況に鑑み、新たな法律の制定や、方針、計画が定められているとともに、三鷹市民や事業者の環境問題に対する意識や行動も変化しています。

また、この計画策定後の三鷹市における環境保全行動の取り組み状況を振り返ってみると、以前より環境が良くなっている状況もあれば、残念ながら悪化している状態も見受けられます。

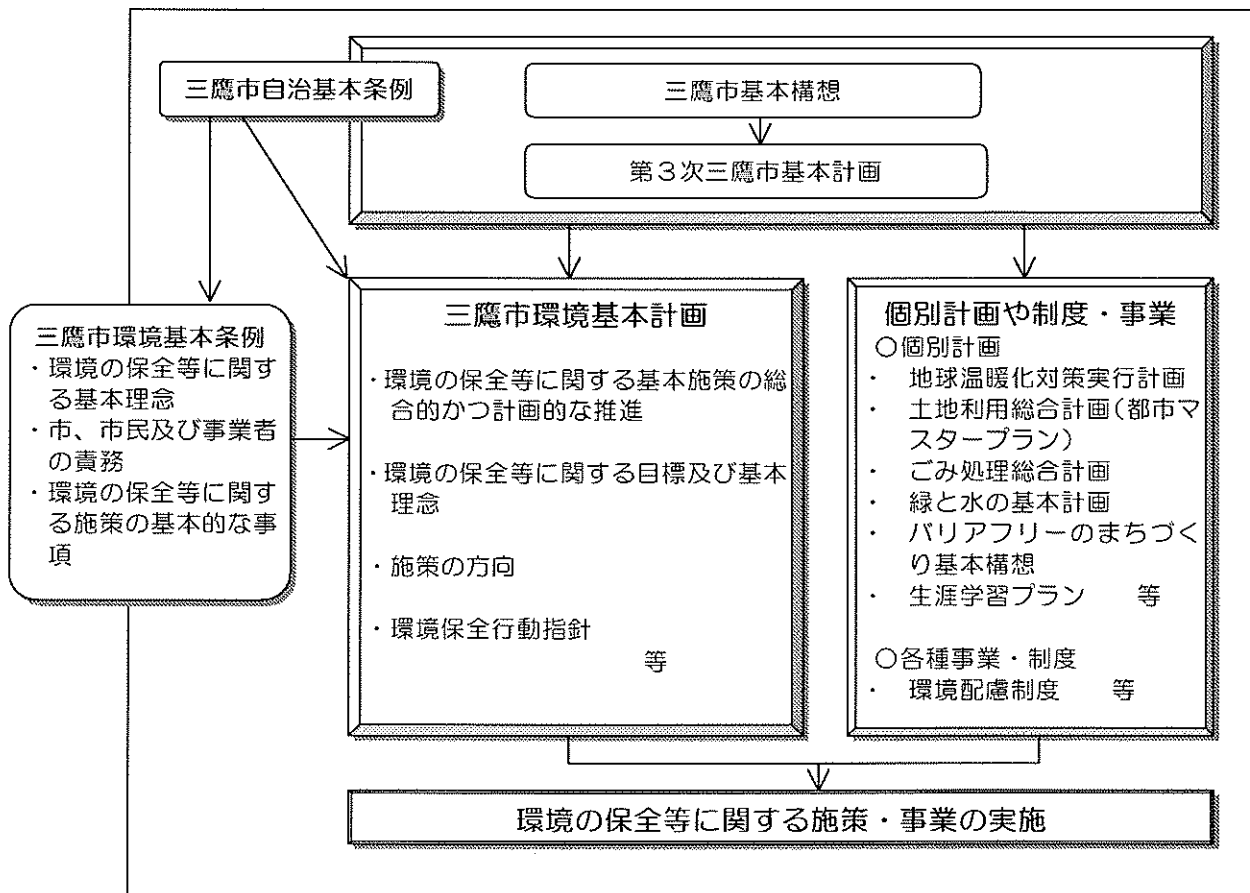
このような変化や動きに伴い、現状における三鷹市の環境課題を見つめ直し、三鷹市で生活や事業活動を行う市民、事業者、市の三者協働による環境保全・創造に対する取り組みを、さらに充実させなければなりません。

このことから、三鷹市民が快適で生活しやすく、かつ地球環境問題にも貢献するまちとして、後期の環境施策の実施や、現在までの市民・事業者・市の環境保全に対する取り組みをさらに推進・充実させるべく、長期的展望にたって計画を改定することとし、「循環・共生・協働のまち みたか」の確実な実現を目指すものとします。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、三鷹市環境基本条例第10条の規定に基づき、三鷹市の現状と課題を踏まえ、環境の保全等を図るための基本施策として同条例に定められる事項「生活環境に関する施策」、「文化的環境に関する施策」、「自然環境に関する施策」、「地球環境に関する施策」及び「その他の環境への負荷の低減に関する施策」について、総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標及び基本理念、施策の方向などについて定めるものです。

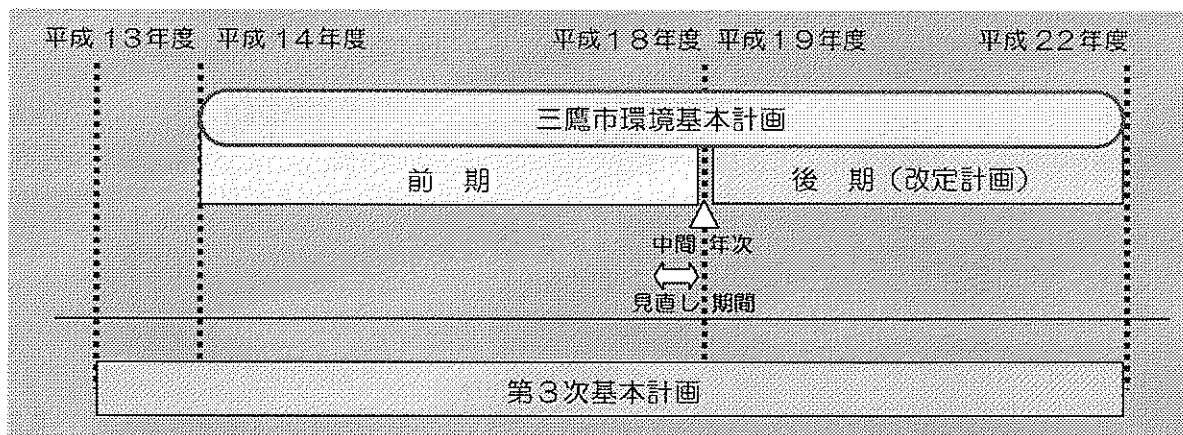
また、この計画は、「第3次三鷹市基本計画」に基づく個別計画であり、「ごみ処理総合計画」、「緑と水の基本計画」、「土地利用総合計画（都市マスタープラン）」等、他の行政計画と整合し、補完・連携しあうものです。



● 三鷹市環境基本計画の位置づけ

1-3 計画の期間

この計画の目標年度は、「第3次三鷹市基本計画」との整合を図った、平成22年度としています。したがって、改定計画は、平成19年度から平成22年度までの4年間を対象期間となります。



● 三鷹市環境基本計画の期間

1-4 計画が対象とする環境の分野・範囲

この計画で対象とする環境の分野は、三鷹市環境基本条例に基づき、以下のとおりとします。

生活環境

生活環境には、新たな環境汚染物質による環境の保全上の支障の防止や、自動車その他の都市活動に伴う騒音、環境の汚染等の都市・生活型公害対策などの要素が含まれます。

文化的環境

文化的環境とは、歴史的・文化的遺産の保全、地域の環境と調和した良好な都市景観の形成などに係る要素が含まれます。

自然環境

自然環境とは、自然環境の適正な保全及び管理、緑化、動植物の生育環境、水循環及び河川の環境への配慮などに係る要素が含まれます。

地球環境

地球環境とは、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制及び適正処理、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、熱帯木材の使用削減その他の地球環境保全などに係る要素が含まれます。

1-5 計画の構成

この計画は、「第1章 計画改定の基本的事項」、「第2章 三鷹市の環境の現状」、「第3章 前期を終えた課題から考える新たな目標と枠組み」、「第4章 環境施策の展開」、「第5章 市民・事業者の環境保全行動指針」、「第6章 協働で取り組む3大プロジェクト」、「第7章 計画の推進に向けて」の全7章から構成されています。

それぞれの内容については、以下のとおりです。

● 計画改定の目的や、計画が対象とする各事項

⇒「第1章 計画改定の基本的事項」において整理しています。

● 計画策定時などから現在までの環境の状況の変化

⇒「第2章 三鷹市の環境の現状」において整理しています。

● 目指す環境像を示すとともに、計画改定までの取り組み状況や環境課題を踏まえた、改定計画における新たな環境目標と枠組み及びこれらの考え方

⇒「第3章 前期を終えた課題から考える新たな目標と枠組み」において整理しています。

● 生活環境、文化的環境、自然環境、地球環境に関する各側面から展開する環境施策及びこれらに共通する環境施策の各展開方策

⇒「第4章 環境施策の展開」において整理しています。

● 環境目標を達成するために、市民・事業者が環境保全等について配慮すべき事項

⇒「第5章 市民・事業者の環境保全行動指針」において整理しています。

● 平成22年度の目標年次までに、市民・事業者・市がプロジェクトとして重点的に取り組むべき施策

⇒「第6章 協働で取り組む3大プロジェクト」において整理しています。

● 計画が市民・事業者・市の協働により推進されていくための方策や、計画の推進体制

⇒「第7章 計画の推進に向けて」において整理しています。